

別紙様式1（別紙）

令和5年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象部局等名	市民生活部 新保文化会館・新保公民館
包括外部監査人の指摘事項	<p>当施設では、遊休状態になっていた1階事務室を会議室として供用し、2階会議室と同額の使用料金を徴収している。一方で、新保文化会館条例では1階会議室の存在は規定されておらず、使用料金も定められていない。</p> <p>施設所管課においては、1階会議室の今後の利用方針を明確にするとともに、会議室として継続利用するのであれば、新保文化会館条例でその存在や使用料金を規定する必要がある。</p>
措置状況	<p>指摘を受け、1階会議室の利用形態等を検証し、会館を所管する地域コミュニティ推進課と公民館を所管する生涯学習課とで協議を行ったところ、1階会議室は、会館の会議室としての位置付けをせず、公民館としてのみ供用する方針となりました。</p> <p>また、類似施設の状況と類似施設の管理者による意見交換会をもとに、会館と公民館の使用基準を整理するとともに、条例に定めのない1階会議室は会館として使用しないこととして、令和7年度から運用を行っています。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。